

議案第67号

小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例について

小松島市事務手数料条例（平成12年小松島市条例第2号）の一部を別紙のように改正する。

令和6年9月3日提出

小松島市長 中山俊雄

小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例

小松島市事務手数料条例（平成12年小松島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第27号中「350円」の次に「（多機能端末機により交付する場合にあっては，300円）」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。